

令和5年3月28日
＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
住宅局参事官（建築企画担当）付
代表 03-5253-8111

床組及び小屋ばり組に木板その他これらに類するものを打ち付ける基準を定める件
の一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和4年3月2日（水）から3月31日（木）までの期間において、床組及び小屋ばり組に木板その他これらに類するものを打ち付ける基準を定める件の一部を改正する告示案に関する意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○床組及び小屋ばり組に木板その他これらに類するものを打ち付ける基準を定める件の一部を改正する告示案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※11の個人・団体から合計56件等のご意見をいただきました。

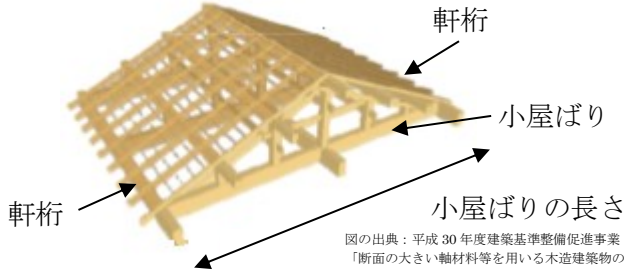
※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本告示と直接の関係がないため掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

【床組及び小屋ばり組に木板その他これらに類するものを打ち付ける基準を定める件（平成28年国土交通省告示第691号）に関するご意見】

パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
本告示案で示す仕様以外の仕様を追加してほしい。	これまでの技術的な検討により安全性が確認された仕様を告示に位置づけています。 なお、本告示においては、今般追加する仕様と同等以上の耐力を有するものを使用することを可能としており、同等以上の耐力を有することが確かめられた場合は、今般追加する仕様以外の仕様であっても使用することができます。
「又はこれと同等以上の耐力を有するようにすること」の具体的な仕様を明確にしてほしい。	必要な性能が確かめられたものについては、解説書等によって例示する予定です。

<p>野地板を、N50 くぎを2本ずつ用いて135ミリメートルの間隔でたるきに打ち付ける場合、野地板の幅が80ミリメートルでは、野地板1枚あたりくぎ1本とらないか。くぎの打ち付け方を図示してほしい。</p>	<p>野地板をたるきに打ち付ける基準については、野地板の幅方向に、N50 くぎを2本ずつ用いて打ち付けることを求めています。</p> <div data-bbox="1361 288 1861 512" style="text-align: center;"> </div> <p>また、ご意見も踏まえ、野地板をたるきに打ち付ける間隔について、N50 くぎを2本ずつ用いて「135ミリメートル以上の間隔で打ち付けるもの」に修正し、野地板は「幅が180ミリメートル以上のものに限る」に修正いたしました。</p> <p>なお、同等以上の耐力を有する打ち付け方としては、N50 くぎを3本ずつ用いて67.5ミリメートル以上の間隔で打ち付ける方法があります。</p>
<p>野地板の厚さを15ミリメートル以上とする理由は何か。野地板の厚さを12ミリメートルとする仕様は認められないのか。</p>	<p>これまでの技術的な検討により、野地板の厚さを15ミリメートルとする仕様については必要な性能を有することが確認されているためです。野地板の厚さを12ミリメートルとする仕様については、必要な性能が確認されていないため、告示に位置づけておりません。</p>
<p>たるきと軒桁の緊結方法や、たるきともや及び棟木の緊結方法について、N75 くぎをたるきの両側面から打ち付ける場合と同等以上の接合方法は使用可能か。</p>	<p>同等以上の耐力を有する接合方法は使用可能です。</p>
<p>「短ほぞ差し」、「長ほぞ差し」は、いずれも単にほぞ差しで良いのではないか。</p>	<p>「長ほぞ差し」と「短ほぞ差し」とでは耐力が異なるため、区別をしています。</p>

<p>「小屋ばりの長さ」が指すものを明確化すべき。また、小屋ばりの長さが8メートルを超える場合の扱いを示すべき。</p>	<p>「小屋ばりの長さ」は、小屋ばりスパン（小屋ばり組の片方の軒桁から他方の軒桁までの中心間距離）を指します。</p>  <p>なお、小屋ばりの長さが8メートルを超える場合は、平成28年国土交通省告示第691号第1号又は第2号に定める仕様規定に適合させるか、建築基準法施行令第46条第3項ただし書きに基づき構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものを用いることとなります。</p>
<p>切妻屋根、寄棟屋根、方形屋根以外の屋根の形状とする場合はどのように扱われるのか。</p>	<p>切妻屋根、寄棟屋根、方形屋根以外の屋根の形状（例えば入母屋屋根）とする場合は、技術的知見が不足しているため、現時点で本告示の対象外となります。この場合、平成28年国土交通省告示第691号第1号又は第2号に定める仕様規定に適合させるか、建築基準法施行令第46条第3項ただし書きの規定に基づき構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものを用いることとなります。</p> <p>なお、本告示においては切妻屋根を用いた小屋ばり組の仕様を規定し、寄棟屋根及び方形屋根については、本告示に規定する切妻屋根を用いた小屋ばり組の仕様と同等以上の耐力を有するものとして使用できることとしています。</p>

<p>屋根に反りやむくりを設けることは可能か。</p>	<p>可能です。ただし、反り又はむくりを設けない場合と同等以上の耐力を有することを確かめる必要があります。</p>
<p>③の※4で求める切妻屋根に設ける張り間方向の筋かいは、④で求める小屋束の上下の横架材間隔が600ミリメートルを超えた時の条件とすべき。</p>	<p>③の※4で求める「切妻壁又は張り間方向の筋かいは、④で求める小屋束の上下の横架材間隔に関わらず必要となるものであり、小屋束の上下の横架材間隔が600ミリメートル以下の場合においても、③の※4の条件は必要となります。</p>
<p>小屋束上下の横架材の相互の間隔が600ミリメートルを超える場合に小屋組の桁行方向に小屋貫又は筋かいを設けなければならない規定は、張り間方向に天秤梁を設ける場合は除外とできるか。</p>	<p>本規定を、張り間方向に天秤梁を設ける場合に適用除外とすることはできません。 本規定は、小屋束とその上下の横架材で構成される桁行方向の耐力を確保するためのものです。張り間方向に天秤梁を設ける場合においても、本規定の適用は必要となります。</p>
<p>④において、小屋束上下の緊結方法を長ほぞ差し及びかすがい両面打ち又は長ほぞ差しこみ栓打ちとした場合には、小屋束上下の横架材の相互の間隔が「900ミリメートルを超える場合」にのみ小屋組の桁行方向に小屋貫又は筋かいを設ける必要があるとしてはどうか。</p>	<p>これまでの技術的な検討により安全性が確認された間隔が600ミリメートルとなるため、「900ミリメートルを超える場合」とすることはできません。小屋束上下の横架材の相互の間隔を900ミリメートルとした際に、小屋組の桁行方向に必要な小屋貫又は筋かいを設けない場合には、耐力が不足するおそれがあります。</p>
<p>たるきともや及び棟木との緊結については一般的に引張力がかかりにくいいため、設計・施工の自由度が下がらないよう、仕様規定として基準を設けるべきでない。</p>	<p>今般追加する仕様によらず、構造計算等により設計することも可能です。</p>
<p>小屋ばり組が接する階において桁行方向の側端部分を除いた部分に必要な壁量の割合について、割合0.05は0としてほしい。 また、0.1以下である場合は、耐力壁ではなく、方杖等で可とできないか。</p>	<p>当該箇所の0.05は、これまでの技術的な検討により安全性が確認された必要な壁量の割合として定めているものです。 また、安全性が確認されていないため、小屋ばり組が接する階において桁行方向の側端部分を除いた部分に必要な耐力壁の代わりに方杖等を用いることはできません。</p>

<p>小屋ばり組が接する階において桁行方向の側端部分を除いた部分に必要な壁量の割合について、野地板張りの屋根構面による影響も加味して必要壁量を算定できる基準を設けるべき。</p>	<p>小屋ばり組が接する階において桁行方向の側端部分を除いた部分に必要な壁量の割合は、これまでの技術的な検討により、野地板張りの屋根構面による影響も加味して安全性が確認された値を定めているものです。 なお、今般追加する仕様によらず、構造計算等により設計することも可能です。</p>
<p>建築基準法施行令第46条第4項の表2の数値は、階数に応じて必要壁量を増しているため、⑥において最上階の内壁の必要割合を階数に応じて増減させると、Ai分布をダブルカウントすることとならないか。</p>	<p>⑥の表に示される数値は、平屋の場合、2階建ての場合のそれぞれについて、小屋ばり組が接する階における必要な内壁の割合を定めており、⑥の表に示される数値において、ご指摘のようなダブルカウントは生じておりません。</p>
<p>偏心率が0.15以下の場合や、四分割法の確認を行う場合には、⑥に規定する最上階の内壁割合を一定以上確保することを求めなくてよいこととしてはどうか。</p>	<p>本規定は、これまでの技術的な検討により、偏心の程度に加えて、小屋ばりスパンに応じて最上階の内壁割合が一定以上必要であることとしており、偏心率の計算や四分割法の確認をもって適用除外できるものではありません。</p>
<p>四分割法の確認を行う必要がある中で、最上階の内壁量、側端部分の壁量を追加で確認する必要があるのか。</p>	<p>今般追加する仕様は、小屋ばり組が接する階における桁行方向の壁量のバランスが一定以上偏らない場合に、小屋ばり組に火打ち材等を設けないことを可能とするものです。四分割法での確認とは別の検証を求めています。</p>